

第1回上越市自立支援協議会 次第

日時：平成26年4月15日（火）15：30～

会場：福祉交流プラザ2階 相談室6

1 開 会

2 協 議

(1) 会長の選任について

(2) 平成26年度部会の計画について

(3) 余暇支援について

3 その他

4 閉 会

日中一時支援事業（成人預かり・成人余暇）について

1 日中一時支援事業とは

- ・ 日中一時支援事業は、障害者等の日中における活動を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の身体的・精神的軽減を目的としている。日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行う。
- ・ 児童の放課後の支援においては、児童福祉法における放課後等デイサービスの給付事業で対応しているため、児童の日中一時支援としては、該当しない。

2 利用対象者 日中において介護を行う人がいない障害者等

3 利用者数 日中一時利用 76名

4 現在の状況

(1) 成人預かりの場合

- ・ 平日の日中のみを認めている。
- ただし、生活介護の8時間に満たない場合は、下記の枠のとおり、日中一時支援事業として運用している。

「利用対象者」

日中活動系サービス終了後、休日等に自宅において介護者がいない障害者等
 ・生活介護利用者（区分3以上） ・行動援護対象者（区分3以上）

「利用要件」

保護者等が仕事などにより家庭で介護者のいない障害者等を介護・見守りをする。

※H24年度の報酬改定により、生活介護の延長加算の算定が可能となっているが、つどいの郷については、8時間に満たないため、日中一時支援の成人夕方支援を運用している。

(2) 成人余暇の場合

- ・ 現在、土日の日中のみ、余暇支援を認めている。平日での余暇支援は認めていない。

5 何が課題なのか。

- (1) 平日の日中は、預かりを認めているが、休日の預かりは認めていない。ただし、休日の余暇は認めているため、休日の預かりを認めてよいか。
 - (市) 日中における預かり支援は認めているが、休日の預かり支援を認めてしまうとサービス漬けの支援になってしまうため、認めない。
- (2) 平日の夕方の余暇支援を認めてよいか。
 - (市) 日中一時は、「日中」支援するものである。
 平日の日中において、日中活動系サービスを利用し、延長を希望する場合は、延長加算等に対応できる。よって、夕方の余暇支援としては、認めない。